



5

# あなたの意見を募ります

## 中核市移行に伴う5つの条例案

本市では、中核市移行に伴い制定する条例のうち下表5つの条例案について、パブ リックコメント(意見募集)を実施します。いただいた意見は、本市の考え方を整理して、 市ホームページ・市役所情報公開コーナー・各支所・地区公民館などで公表します。

期間=7月7日(月)~8月1日(金)

資料の閲覧=前橋保健センター(3階保健予防課・4階保健所準備室)・市役所清掃 業務課・市役所情報公開コーナー・前橋プラザ元気21(1階にぎわい観光課)・各支 所・地区公民館。また、本市ホームページにも掲載

意見の提出=所定の用紙に住所・氏名・意見を記入し、各閲覧場所へ直接。または、 下表の問い合わせ先へ郵送、ファクス、Eメール

募集内容	問い合わせ・提出先(担当課)
営業施設の衛生基準、食品衛生法 に基づく公衆衛生上講ずべき措置 の基準などについて定めるもの	
ホテル営業などの施設の構造設備 の基準などについて定めるもの	保健所準備室(〒371-0014朝日町三丁目36-17・保健センター内)☎223-8846、FAX223-8849、Eメール(hokensyo@city.maebashi.gunma.jp)
水質検査、消毒管理などについて 定めるもの	
飼い主の遵守事項、飼い犬などの 収容・処分などに関する事項を定 めるもの	保健予防課(〒371-0014朝日町三丁目36-17・保健 センター内)☎223-8844、FAX223-8849、Eメー ル (hoken_yobou@city.maebashi.gunma.jp)
浄化槽法に基づき、浄化槽の保守 点検業者の登録などに関する手続 きを定めるもの	清掃業務課(〒371-8601大手町二丁目12-1)☎ 890-6272、FAX223-8524、Eメール(seisou_ gyomu@city.maebashi.gunma.jp)
	営業施設の衛生基準、食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準などについて定めるものホテル営業などの施設の構造設備の基準などについて定めるもの水質検査、消毒管理などについて定めるもの飼い主の遵守事項、飼い犬などの収容・処分などに関する事項を定めるもの浄化槽法に基づき、浄化槽の保守点検業者の登録などに関する手続

## ■民生行政(555件)

- 身体障害者手帳の交付
- ・母子・寡婦福祉資金の貸し付け
- ・養護老人ホームなどの社会福祉施設の設置認可

#### ■環境行政(271件)

- ・産業廃棄物処理施設の設置などの許可・監視指導
- ・ばい煙発生施設の設置届の受理
- ・ 浄化槽の設置および構造・規模などの変更届の受理

#### ■都市計画·建設行政(132件)

- ・条例による屋外広告物の設置制限
- ・住宅供給計画の認定、通知

#### ■文教行政(11件)

- 教職員の研修
- ・重要文化財に関する現状変更の許可

#### ■保健衛生行政(1,266件)

#### ●医事·薬事

- ・診療所、助産所の開設許可・立ち入り検査
- ・医療従事者などの免許申請の受け付け
- ・薬局の開設、医薬品販売業の許可・立ち入り検査

#### ●感染症予防·疾病対策

- ・感染症の予防とまん延の防止
- ・エイズ、肝炎などの相談・検査
- ·結核予防対策

#### ●母子保健·児童福祉

- ・未熟児に対する訪問指導
- ・小児慢性特定疾患医療の給付
- ・養育医療の給付

#### ●難病・精神保健福祉

- 難病相談
- ・特定疾患医療の申請の受け付け
- · 精神保健福祉相談

#### ●食品衛生

- ・飲食店などの営業許可・監視指導
- ・食品の衛生監視、食中毒発生時の調査

#### ●生活衛生

- ・旅館業、興行場の営業許可
- ・理容所、美容所、クリーニング所の開設届の受理

#### ●動物愛護·狂犬病予防

- ・犬・猫の引き取り、負傷動物などの収容
- ・犬の捕獲と抑留
- 動物取扱業の登録

### ■その他(6件)

※県からの移譲事務件数は、法改正などにより変更となる場合 もあります。

# 子どもたちのように はばたきます



# 中核市に移譲される事務

## ■より身近な行政に

中核市になると、県から移譲される 事務は2.241件。主な事務は左記のと おりです。

広報まえばし 平成20年7月1日号 4